

内国郵便約款の変更認可

(諮問第1246号)

<目次>

1 諮問書	1
2 認可申請書	4
3 説明資料	6

諮問第 1246 号  
令和 6 年 2 月 1 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 相田 仁 殿

総務大臣 松本 剛明

### 諮問書

日本郵便株式会社(代表取締役社長 千田 哲也)から、別添のとおり、郵便法(昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。)第 68 条第 1 項の規定に基づく内国郵便約款の変更の認可申請があった。

当該申請について審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、同条第 2 項各号の規定に適合している。

よって、同条第 1 項の認可をすることとしたい。

上記について、法第 73 条第 1 号の規定に基づき諮問する。

## 審査結果

日本郵便株式会社からの内国郵便約款の変更認可申請については、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）及び郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号。以下「省令」という。）の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

項目	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 (法第 68 条第 2 項第 1 号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	今回の郵便約款の変更は、利用者の利便性の向上等を図るため、別納料金の支払方法として口座振替払いを追加するものであり、郵便法第 28 条第 1 項の規定により郵便約款で定めることとされている郵便切手による前払以外の支払方法が適正かつ明確に定められている。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	一	今回の郵便約款の変更は、郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項について変更するものではない。
ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項	適	今回の郵便約款の変更は、利用者の利便性の向上等を図るため、別納料金の支払方法として口座振替払いを追加するものであり、郵便に関する料金の収受に関する事項が適正かつ明確に定められている。
ニ その他会社の責任に関する事項	一	今回の郵便約款の変更は、会社の責任に関する事項について変更するものではない。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (法第 68 条第 2 項第 2 号)	適	今回の郵便約款の変更は、別納料金の支払方法として口座振替払いの利用が想定される、別納料金の額が日

		<p>本郵便が定める額（10万円を予定）を超える場合に口座振替払いを可能とするものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではない。</p>
<p>次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>① 郵便約款（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。）</p> <p>② 実施予定期日</p> <p>③ 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由 （省令第28条各号）</p>	<p>適</p>	<p>本申請は、新旧の対照が明示された郵便約款、実施予定期日及び変更を必要とする理由を記載した申請書が提出されている。</p>

2023-秘日経企第0042号  
2024年1月12日

総務大臣  
松本 剛明 様

日本郵便株式会社  
代表取締役社長

千田 哲也

郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づき、内国郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 内国郵便約款  
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日  
2024年3月18日
- 3 変更を必要とする理由  
お客さまの利便性を一層向上させることにより、利用の維持・拡大を図るため。

## 内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正
<p>(別納料金の支払方法等)</p> <p>第48条 料金別納とする郵便物（以下「別納郵便物」といいます。）の料金及び特殊取扱の料金は、差出しの際、料金額に相当する郵便切手又は現金等で支払っていただきます。ただし、料金額が当社が別に定める額を超えるものであるときは、現金等で支払っていただきます。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(別納料金の支払方法等)</p> <p>第48条 料金別納とする郵便物（以下「別納郵便物」といいます。）の料金及び特殊取扱の料金は、<u>差出しの際、料金額に相当する郵便切手又は現金等で支払っていただきます。ただし、料金額が当社が別に定める額を超えるものであるときは、現金等で支払っていただきます。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(口座振替払)</u></p> <p><b>第48条の2 別納郵便物の差出人（以下「別納郵便物差出人」といいます。）は、前条（別納料金の支払方法等）第1項の規定にかかわらず、別納郵便物を差し出そうとする事業所（当社が別に定める事業所に限ります。）の承認を受けて、別納料金（当社が別に定める額を超えるものに限ります。）の支払を、預金の払出しとその払い出した金銭によるその料金の支払をその預金口座のある金融機関に委託する方法によりすることができます。</b></p> <p><b>2 前項の承認の請求は、当社が別に定めるところにより、これをしていただきます。</b></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則（2023年10月31日 2023-秘日経企第0042号）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この改正規定は、2024年3月18日から実施します。</u></p>

## 内国郵便約款の変更認可について

総 務 省

## 第1 内国郵便約款の認可について

### 1 郵便約款

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第1項に基づき、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項を除く。）について郵便約款を定めなければならない。

※ 約款とは、大量の契約を画一的・定型的に締結し、処理することを目的として企業があらかじめ定めておく契約条項のことをいう。

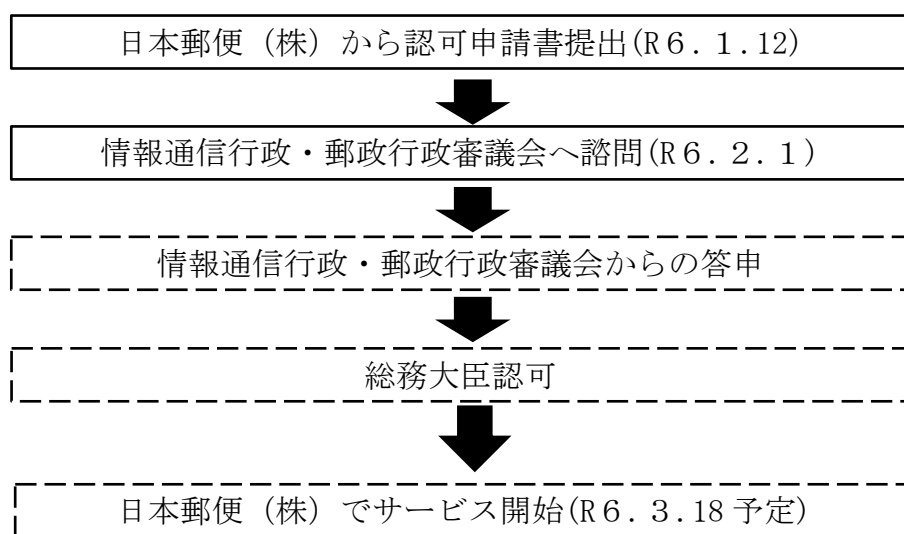
### 2 総務大臣の認可

会社は、法第68条第1項に基づき、郵便約款を変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

※ 書類の様式等利用者の権利及び義務に重要な関係を有しない郵便の役務の提供条件や期間を限定して試験的に提供する郵便の役務に関する提供条件といった軽微な事項については、法第68条第1項及び郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第29条に基づき、認可を要さない。

### 3 審議会への諮問

法第73条第1号に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとされている。





## 第2 日本郵便株式会社からの申請内容

### 1 申請の概要

郵便に関する料金は、法第28条第1項の規定に基づき、郵便切手による前払いのほか、法若しくは法に基づく総務省令又は郵便約款に別段の定めがある場合はこれによることができることとされており、内国郵便約款における別段の定めとして、料金額が同一で、同時に10通以上差し出す郵便物等は、料金別納とすることができることとされている（内国郵便約款第47条）。

別納料金は、その郵便物の差出しの際、①郵便切手(100万円以下)、②現金又は③会社が定める有価証券により支払う（内国郵便約款第48条第1項）ほか、④料金計器による印影を表示した証紙（同第58条第1項）や、⑤クレジットカード等（同第64条）により支払うことができることとされている。

本申請は、別納料金の支払方法に口座振替払いを追加するため、郵便約款の変更認可を申請するものである。

内国郵便約款の変更内容は以下のとおりである。

#### ■内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正
<p>(別納料金の支払方法等)</p> <p>第48条 料金別納とする郵便物（以下「別納郵便物」といいます。）の料金及び特殊取扱の料金は、差出しの際、料金額に相当する郵便切手又は現金等で支払っていただきます。ただし、料金額が当社が別に定める額を超えるものときは、現金等で支払っていただきます。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(別納料金の支払方法等)</p> <p>第48条 料金別納とする郵便物（以下「別納郵便物」といいます。）の料金及び特殊取扱の料金<u>（以下「別納料金」といいます。）</u>は、差出しの際、料金額に相当する郵便切手又は現金等で支払っていただきます。ただし、料金額が当社が別に定める額を超えるものときは、現金等で支払っていただきます。</p> <p>2～4 (略)</p>

	<p style="text-align: center;"><u>(口座振替払)</u></p> <p><u>第48条の2 別納郵便物の差出人（以下「別納郵便物差出人」といいます。）は、前条（別納料金の支払方法等）第1項の規定にかかわらず、別納郵便物を差し出そうとする事業所（当社が別に定める事業所に限ります。）の承認を受けて、別納料金（当社が別に定める額を超えるものに限ります。）の支払を、預金の払出しとその払い出した金銭によるその料金の支払をその預金口座のある金融機関に委託する方法によりすることができます。</u></p> <p><u>2 前項の承認の請求は、当社が別に定めるところにより、これをしていただきます。</u></p>
--	---

## 2 変更を必要とする理由

利用者の利便性を一層向上させることにより、郵便の利用の維持・拡大を図るため。

## 3 実施予定期日

令和6年3月18日

## 4 補足

### (1) 背景

特に高額となる料金別納については、現金や小切手は、利用者及び郵便局の双方にとって事故・犯罪のリスクがあることから、利用者からは、キャッシュレス化の要望があり、クレジットカード等による支払いを導入してきたが、高額な料金別納で利用されることが多いクレジットカード払いについても、紛失・盗難や不正利用のリスク、限

※赤枠内は委員限り

度額による制限、使用管理などの課題があり、口座振替の導入を希望する声がある。

<キャッシュレスの利用状況>2023年8~11月の利用実績(郵便利用及び物販利用)



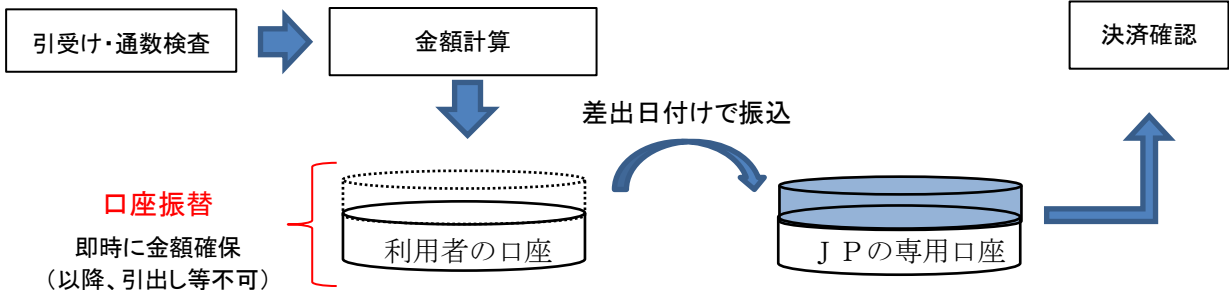
こうした課題に対応し、利用者の利便性の一層の向上等を図るため、今回、別納料金の支払方法に口座振替払いを追加するものである。

なお、キャッシュレス決済に係る手数料は、会社が全額負担しており、クレジットカード会社の手数料額は利用金額に比例する定率であり、1回の差出しの別納料金が高額の場合は会社の手数料負担額も高額となるところ、口座振替であれば利用金額にかかわらず1回の振替手数料は約350円であり、高額の支払いにおける口座振替払いの導入は会社の経費削減にも資するものである。

<想定手数料額>2023年1月~2023年12月の料金別納郵便物等の利用状況の内訳及び想定手数料額



(2) 概要



#### [対象及び受付郵便局]

今回導入する口座振替では会社及び振替金融機関への事前の利用申請を必要としていること、少額となる料金別納ではスマホ決済等が全郵便局で手軽に利用できること、高額となる郵便物の差出しは大口割引の適用が受けられる地域区分局への差出しになると考えられることから、当初は取扱いの対象及び受付郵便局を以下のとおりとする予定。なお、運用開始後、口座振替の利用ニーズ等を検証し、必要に応じて拡大等を検討することとしている。

対 象：利用金額が 10 万円を超える料金別納  
受付郵便局：地域区分局（62 局）及び銀座郵便局

#### [不正使用対策]

利用者から会社及び振替金融機関に事前に利用申請を行い、会社の登録により、利用者に対して料金別納の顧客コード（32 桁）及び口座振替サービスの顧客 ID を付与することとし、料金別納の郵便物の差出時に作成・提出する差出票に、顧客コード（32 桁）、口座振替 ID、口座名及び口座番号下数桁等を記載し、郵便局においてこれが符合することを確認する。

また、会社から振替金融機関に対して口座振替依頼をしなければ決済されない仕組みとすることにより、差出人を含め会社以外の者により決済となることがないものとしている。

## (参照条文)

### ○郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）（抄）

（料金支払の方法及び時期）

第二十八条 郵便に関する料金は、この法律若しくはこの法律に基づく総務省令又は郵便約款に別段の定めのある場合を除いて、郵便切手で前払をしなければならない。

2 （略）

（郵便約款）

第六十八条 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項

ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項

ニ その他会社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（審議会等への諮問）

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二・三 （略）

### ○郵便法第七十三条の審議会等を定める政令（平成 15 年政令第 83 号）（抄）

郵便法第七十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

### ○郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号）（抄）

（郵便約款の認可申請）

第二十八条 会社は、法第六十八条第一項の規定により郵便約款の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 郵便約款（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。）

二 実施予定期日

三 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由

○総務省行政文書取扱規則（平成 23 年総務省訓令第 17 号）（抄）

（公印及び契印）

第十五条（略）

2（略）

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる文書については、公印又は契印の押印を省略することができる。

（1）省内に発送する文書

（2）別表第 1 の決裁者欄に掲げる者が公印又は契印の押印を要しないと認めた文書

（別表第 1）

部課(室) 名	決裁処理番号		決裁を要する文書の件名	決裁者	合議先	文書施行名義人	備考
郵政行政部 郵便課	郵郵	11	郵便法第 68 条第 1 項の規定に基づく郵便約款の変更の認可に関する文書	部長		大臣	